

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名 称		所 在 地
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() —

⑨事業所		
名 称		所 在 地
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() —

⑨事業所		
名 称		所 在 地
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() —

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の厚生労働省令で定める基準に関する事項 (該当する場合のみ記載)

⑫職業紹介責任者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者	氏 名

また、⑩の者は、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びニに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

記載要領

- 1 建設業務有料職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、2の全文を抹消すること。
- 2 建設業務有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、1の全文を抹消すること。
- 3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 4 ②欄には、申請する団体の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、() に許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、申請する団体の名称を記載すること。
- 7 ⑤欄には、申請する団体の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- 9 ⑨欄には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 10 ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
- 11 ⑫欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者が認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第11号 (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

様式第十一号を次のように改める。

建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書
建設業務有料職業紹介事業変更届出書
建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書

厚生労働大臣 殿

① 年 月 日

②申請・届出者 名称

(ふりがな)
代表者

1. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第21条第3項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。
2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第24条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。
3. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第25条の規定により、下記のとおり建設業務有料職業紹介事業許可証の書換申請をします。

記

③許 可 番 号			
(ふりがな)			
④名 称			
(ふりがな)	〒□□□—□□□□ 電話 ()		
⑤所 在 地			
(ふりがな)			
⑥事業所	名 称		
(ふりがな)	所在地		
⑦変 更 事 項			
⑧変 更 前			
⑨変 更 後			
⑩取扱職種の範囲等			
⑪変更(廃止)年月日			
⑫職業紹介責任者	(氏名)	(住所)	
⑬職業紹介責任者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者(該当する場合のみ記載)	(氏名)		
⑭変更(廃止)理由			
⑮備 考			

なお、職業紹介責任者については、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びニに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

様式第11号（裏面）

記載要領

- 1 建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書の表題等の記載方法
建設業務有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」を抹消し、並びに 2 及び 3 の全文を抹消すること。
- 2 建設業務有料職業紹介事業変更届出書の表題等の記載方法
 - (1) 建設業務有料職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消し、並びに 1 及び 3 の全文を抹消すること。
 - (2) 変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業許可証記載事項であるときには、(1)に関わらず、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消せず、また、3 を抹消しないこと。
- 3 建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書の表題等の記載方法
 - (1) 書換えが建設労働者の雇用の改善等に関する法律第23条第 2 項の規定による許可の有効期間の変更によるものであるときは、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 及び 2 の全文を抹消し、書換えが 2 の届出に伴うものであるときは 2 の (2) によること。
 - (2) 許可証の書換えを申請する場合には、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 その他
 - (1) ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
 - (2) ②欄には、申請者又は届出者の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - (3) ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
 - (4) ⑤欄には、主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (5) ⑪欄には、変更事項（廃止）について、変更（廃止）した年月日を記載すること。
 - (6) ⑬欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第 1 項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者が認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
 - (7) ⑮備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。
 - (8) なお書きは、職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。
 - (9) 新たに建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、建設業務有料職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日、及び場所を記載すること。⑭欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第13号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 有 効 期 間 更 新 年 月 日	年 月 日

様式第十三号を次のように改める。

建設業務労働者就業機会確保事業 許可有効期間更新 申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

ふりがな
申請者

印

建設労働者の雇用の改善に関する法律 第31条第1項 第36条第3項 の規定により、下記のとおり、許可有効期間更新を申請します。

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者又は役員が未成年の場合、その法定代理人）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条各号（個人にあっては第1号から第6号まで）のいずれにも該当せず、同法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する雇管理責任者は、未成年者に該当せず、かつ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約します。

[illegible]

4 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所に関する事項

①事業所の名称（ふりがな）	②事業所の所在地
	〒（ ）
	（ ） —

③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所

氏 名(ふりがな)	職 名	住 所	備考

④備考

※

①事業所の名称（ふりがな）	②事業所の所在地
	〒（ ）
	（ ） —

③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所

氏 名(ふりがな)	職 名	住 所	備考

④備考

※

5 法第32条第3号及び法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項（該当がある場合のみ記載）

精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名

1 申請者 (申請者が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	2 役員 (法人のみ。役員が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	3 雇用管理責任者
氏 名(ふりがな)	氏 名(ふりがな)	氏 名(ふりがな)

6 許可年月日

年 月 日

7 許可番号

8 事業開始予定年月日

年 月 日

その他

様式第13号 (第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第36条第3項」の文字を抹消すること。この場合には、5欄及び6欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第31条第1項」の文字を抹消すること。この場合には、7欄には記載しないこと。
- 4 許可の有効期間の更新を申請する場合は、3欄の記載は要しないこと。
- 5 第1面上方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 4欄には、申請者が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 7 4欄の④には、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 8 5欄には、申請者（申請者が未成年の場合、その法定代理人）、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 9 その他の欄に、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第16号（第1面）

(日本産業規格A列4)

※再交付書	年月日	年 月 日
-------	-----	-------

様式第十六号（第一面）を次のように改める。

建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書
建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書
建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書

年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申請者
届出者

印

- 1 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第34条第3項の規定により下記のとおり許可証の再発行を申請します。
- 2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第37条第1項の規定により下記のとおり届けます。
- 3 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第38条の規定により下記のとおり許可証の書換を申請します。
- 4 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 雇用管理責任者は、未成年者に該当せず、かつ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約します。

1 許可番号		2 許可年月日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
4 住所	〒 () () ー		
(ふりがな)			
5 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな)			
6 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒 () () ー		
		※	

様式第16号 (第3面)

(日本産業規格A列4)

ニ 事業開始年月日		年 月 日	
ホ 備考			
※			
⑩ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の廃止			
(ふりがな)			
イ 事業所の名称			
ロ 事業所の所在地	〒 () () -		
ハ 廃止年月日	年 月 日		
ニ 備考			
※			
9	法第32条第3号及び法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項 (該当がある場合のみ記載)		
	精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名		
	1 役員 (法人のみ。役員が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	2 雇用管理責任者	
	氏 名 (ふりがな)	氏 名 (ふりがな)	
10 再交付を申請する理由			
11 建設業務労働者就業機会確保事業の実施の状況			
① (ふりがな) 事業所の名称	② 事業所の所在地		
備 考			

様式第十六号(第三面)及び様式第十六号(第四面)を次のように改める。

様式第16号 (第4面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の申請者
届出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 3欄から7欄までには、8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄及び10欄には記載しないこと。
- 5 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の④、⑤又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の④又は⑤の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の④又は⑤に係る変更の届出をしようとする場合には、6、7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 8欄の⑤又は⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
 - (6) 8欄の⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 6 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の②、③、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」並びに第1面上方1、4及び5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の②、③に係る変更の届出をしようとする場合には6、7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 8欄の⑥又は⑦の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。
- 7 建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の⑨のホについては、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

(日本産業規格 A 列 4)

- (3) 6 欄、7 欄及び 9 欄には記載しないこと。
- (4) 備考欄に、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 8 建設業務労働者就業機会確保事業において、8 欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第 1 面上方 1、3、4 及び 5 の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 6 欄、7 欄及び 9 欄には記載しないこと。
 - (3) 備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 9 9 欄には、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び法第 44 条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 36 条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 10 11 欄には、当該事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている事業所について記載すること。
- 11 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第 23 条第 2 項の規定により添付書類を省略する場合は、第 3 面下方の備考欄にその旨を記載すること。
- 12 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第 23 条第 4 項の規定により添付書類を省略する場合は、第 3 面下方の備考欄にその旨及び変更後の雇用管理責任者が当該変更前に雇用管理責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)
第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(許可の申請手続) 第一条の二 (略) 2 法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ、ハ (略) 二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ホ 役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。） リ、ヘ、チ (略) 労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ヌ、フ (略) 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 ロ、イ (略) 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ハ 申請者が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イから二ま		(許可の申請手続) 第一条の二 (略) 2 法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ、ハ (略) (新設) 二 役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから八までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイから八までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。） ホ、ト (略) 労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。） リ、ル (略) 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ (新設) ロ 申請者が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イから八までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イから八ま	

(傍線部分は改正部分)

でに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この②において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

二 前号へ及びチからヲまでに掲げる書類

3
(略)

(法第六条第三号の厚生労働省令で定める者)

第一条の三 法第六条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により労働者派遣事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一条の四・第一条の五 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニからチまで、リ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）及びヌからヲまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号へ、チ、リ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）及びヌからヲまで並びに同項第二号ロに掲げる書類

3・4 (略)

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の労働者派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第一条の二第二項第一号へ及びチからヲまでに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類（労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、法第二条第四号に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）が労働者派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該派遣元事業主が労働者派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(法第三十六条の厚生労働省令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
- 二 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

でに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号ホ及びトからルまでに掲げる書類

3
(略)

(新設)

第一条の三・第一条の四 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニからトまで、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ホ、ト、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまでに掲げる書類

3・4 (略)

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 法第十一条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の労働者派遣事業変更届出書には、法人にあつては当該新設する事業所に係る第一条の二第二項第一号ホ及びトからルまでに、個人にあつては当該新設する事業所に係る同項第二号ハに掲げる書類（労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、法第二条第四号に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）が労働者派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該新設する事業所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた場合において、当該派遣元事業主が労働者派遣事業を行つている他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(法第三十六条の厚生労働省令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

様式第 1 号 (第 3 面)

記載要領

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第 1 面上方の「第 10 条第 2 項」の文字を抹消すること。この場合には、8 欄及び 9 欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第 1 面上方の「許可」の文字並びに第 1 面上方の「第 5 条第 1 項」の文字を抹消すること。事業所枝番号がある場合には、7 欄の⑧に該当する事業所の事業所枝番号を記載すること。なお、10 欄には記載しないこと。
- 4 第 1 面上方の申請者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 3 欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者である場合には「2 中小企業」の数字、その他の企業者である場合には「1 大企業」の数字をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 4 欄には、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。
- 7 5 欄は、申請日時点における最新の日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。
- 8 許可の有効期間の更新を申請するときは、6 欄の記載は要しないこと。
- 9 7 欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 10 7 欄の③は、該当する文字を○で囲むこと。
なお、「有」の場合には、7 欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に○印を記載すること。
- 11 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、7 欄の④の「キャリアコンサルティングの担当者」欄に○印を記載すること。
- 12 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において 7 欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、7 欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。
- 13 11 欄には、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 14 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第 5 号 (第 1 面)

※ 再交付 書 換	年月日	年	月	日
--------------	-----	---	---	---

様式第五号 (第一面) を次のように改める。

許 可 証 再 交 付 申 請 書
労 働 者 派 遣 事 業 変 更 届 出 書
労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申請者□

届出者□

印

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 11 条第 4 項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 6 条各号（第 3 号を除く。個人にあっては第 3 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 36 条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第 6 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第 29 条の 2 第 1 号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

1 許可番号		2 許可年月日	年 月 日
3 (ふりがな) 氏名又は名称			
4 住所	〒 () () -		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)			
6 (ふりがな) 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒 () () -		
※			

収入印紙
(消印しては
ならない。)

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章 総則(第一条・第一条の二)			第一章 総則(第一条)		
第一章の二 社会福祉士(第一条の三―第十八条)			第一章の二 社会福祉士(第一条の二―第十八条)		
第二章―第三章 (略)			第二章―第三章 (略)		
附則			附則		
(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者)			(新設)		
第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
第一条の三 (略)			第一条の二 (略)		
(死亡等の届出)			(死亡等の届出)		
第十五条 社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。			第十五条 社会福祉士が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該社会福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合			一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合		
定する届出義務者			二 法第三条各号(第四号を除く)のいずれかに該当するに至つた場合		
二 法第三条第一号に該当するに至つた場合			(新設)		
当該社会福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人			附 則		
三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合			(新設)		
当該社会福祉士又は法定代理人			(新設)		
附 則			(新設)		
(法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)			(新設)		
第五条の二 法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			(新設)		
(死亡等の届出)			(新設)		
第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			(新設)		
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合			(新設)		
戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者			(新設)		
二 法附則第四条第三項第一号に該当するに至つた場合			(新設)		
当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人			(新設)		
三 法附則第四条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合			(新設)		
当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人			(新設)		

様式第二中「成年被後见人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。
様式第六中「成年被後见人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

(港湾労働法施行規則の一部改正)
第十七条 港湾労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(許可の申請手続) 第十一条 (略)			(許可の申請手続) 第十一条 (略)		
2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。			2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。		
一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類			一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類		
イハ (略)			イハ (略)		
二 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類			二 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類		
ホ 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類			ホ 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類		
(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)			(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)		
(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。に)に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。を含む。))			(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから八までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に就いていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。に)に係るイから八までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。の住民票の写し及び履歴書を含む。))		
ヘリ (略)			ホチ (略)		
ヌ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。の住民票の写し、履歴書及び第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九條の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。))並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)			リ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。の住民票の写し、履歴書及び第二十三條第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九條の二に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。))		
二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類			二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類		
イ (略)			イ (略)		
ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)			(新設) イ (略)		

(傍線部分は改正部分)

- ハ 申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)
- (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。)の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)を含む。)
- ニ 前号ハ、ト、リ及びヌに掲げる書類
- 3 前項第一号トの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書(様式第七号)のとおりとする。
- 4 (略)
- 5 申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付したときは、当該事業所(以下「統括事業所」という。)以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。
- 6 申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。
- 7 申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主(第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。)である場合においては、法人にあつては第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。
- (法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者)
- 第十一条の二 法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により港湾労働者派遣事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (許可の有効期間の更新の申請手続)
- 第十六条 (略)
- 2 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ホからリまで及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)に掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号ハ、ト、リ及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)並びに同項第二号ロに掲げる書類

- ロ 申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
- (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人(法人に限る。)に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。)の住民票の写し及び履歴書を含む。)
- ハ 前号ホ、ヘ、チ及びリに掲げる書類
- 3 前項第一号ヘの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書(様式第七号)のとおりとする。
- 4 (略)
- 5 申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付したときは、当該事業所(以下「統括事業所」という。)以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。
- 6 申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任する派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。
- 7 申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主(第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。)である場合においては、法人にあつては第二項第一号ト及びチに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち同項第一号チに掲げるものを添付することを要しない。
- (新設)
- 第十六条 (略)
- (許可の有効期間の更新の申請手続)
- 2 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ニからチまで及びリ(受講証明書に係る部分に限る。)に掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号ホ、ヘ、チ及びリ(受講証明書に係る部分に限る。)に掲げる書類

3・4 (略)

5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に~~関し~~法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。

6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号又に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号二に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十三条 (略)

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二条第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 (略)

(指定の申請)

第二十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 四 (略)

五 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書~~当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。~~

(法第二十八条第二項第三号の厚生労働省令で定める者)

第二十四条の二 法第二十八条第二項第三号口の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

3・4 (略)

5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に~~関し~~法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号イから二までに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号ト及びチに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち同項第一号チに掲げるものを添付することを要しない。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行つている場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては~~第十一~~条第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十三条 (略)

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二条第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 (略)

(指定の申請)

第二十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 四 (略)

(新設)

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年月日 許可有効期間更新	年 月 日

港灣労働者派遣事業

許可有效期間更新

申請書

(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住 所		〒 () ()	
3 法人にあっては、その役員の氏名、役員及び住所			
(ふりがな) 氏 名		役 名	住 所
代 表 者			
(ふりがな)			
4 事業所の名称			
5 事業所の所在地		〒 () ()	
6 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類		7 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類	
港湾名	派遣事業対象業務の種類	港湾名	港湾運送事業の種類
8 派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
(ふりがな) 氏名		職名	住所
9 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項（該当がある場合のみ記載）			
精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名			
1 申 請 者 (申請者が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)		2 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)	3 派遣元責任者
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)	氏 名 (ふりがな)
10許可年月日		年 月 日	11許可番号
12事業開始予定年月日		年 月 日	
備考			

様式第六号を次のように改める。

港灣労働法 第12条第1項 第17条第2項 の規定により上記のとおり 許可 可 許可有効期間更新 を申請します。

申請者（法人にあつては役員を含む。以下同じ。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人）は、港湾労働法第13条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当せず、同法第23条の規定により読み替へて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替へて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者

印

厚生労働大臣 殿

様式第 6 号 (第 2 面)

(日本産業規格 A 列 4)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないで下さい。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可有効期間更新」の文字並びに表面下方の「第 17 条第 2 項」の文字を抹消して下さい。この場合には、9 欄及び 10 欄には記載しないで下さい。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可」の文字並びに表面下方の「第 12 条第 1 項」の文字を抹消して下さい。この場合には、11 欄には記載しないで下さい。
- 4 許可の有効期間の更新を申請するときは、3 欄には記載しないで下さい。
- 5 表面下方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 6 港湾労働法施行規則第 11 条第 5 項又は第 16 条第 5 項の規定により添付書類を省略するときは、備考欄にその旨を記載して下さい。
- 7 港湾労働法施行規則第 11 条第 6 項の規定により添付書類を省略するときは、備考欄にその旨並びに選任する派遣元責任者が現在派遣元責任者として選任されている事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。
- 8 「6 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。
船内作業：港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる行為（港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
はしけ作業：港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる行為
沿岸作業：港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる行為（港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
いかだ作業：港湾運送事業法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる行為
船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる行為（同令第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
倉庫作業：港湾労働法施行令第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる行為（倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第 2 条第 3 号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）
港湾荷役作業：船内作業及び沿岸作業
- 9 「7 自らが営んでいる港湾運送事業の種類」の欄には、自らが営んでいる港湾運送事業の種類を、「船内荷役事業」、「はしけ運送事業」、「沿岸荷役事業」、「いかだ運送事業」、「船舶貨物整備事業」、「倉庫荷役事業」及び「港湾荷役事業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。
船内荷役事業：船内作業を行う事業
はしけ運送事業：はしけ作業を行う事業
沿岸荷役事業：沿岸作業を行う事業
いかだ運送事業：いかだ作業を行う事業
船舶貨物整備事業：船舶貨物整備作業を行う事業
倉庫荷役事業：倉庫作業を行う事業
港湾荷役事業：港湾荷役作業を行う事業

様式第 6 号 (第 3 面)

(日本産業規格 A 列 4)

- 10 8 欄には、申請者(申請者が未成年の場合、その法定代理人)、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人) 及び第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

様式第10号 (第1面)

再 交 付 ※ 書 換	年月日 年 月 日
----------------	-----------

許 可 証 再 交 付 申 請 書
港 湾 労 働 者 派 遣 事 業 変 更 届 出 書
港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

1 許 可 番 号		2 許 可 年 月 日	年 月 日
(ふりがな)			
3 氏名又は名称			
(ふりがな)			
4 法人にあっては、 その代表者の氏名			
(ふりがな)			
5 事業所の名称			
6 事業所の所在地	〒 () () -		
7 変更の内容			
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日
(ふりがな)			年 月 日
① 氏名又は名称			年 月 日
② 住 所	〒 () () -	〒 () () -	年 月 日
(ふりがな)			年 月 日
③ 法人にあって は、その代表 者の氏名			年 月 日
④ 法人にあって は、その役員 に氏名及び住 所	(ふりがな) 氏名 住所	(ふりがな) 氏名 住所	年 月 日
(ふりがな)			年 月 日
⑤ 事業所の名称			年 月 日
⑥ 事業所の所在 地	〒 () () -	〒 () () -	年 月 日
⑦ 港湾ごとの派 遣事業対象業 務の種類			年 月 日
⑧ 港湾ごとの自 らが営んでい る港湾運送事 業の種類			年 月 日
⑨ 派遣元責任者 の氏名及び住 所	(ふりがな) 氏名 住所	(ふりがな) 氏名 住所	年 月 日
8 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業 の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基 準に関する事項 (該当がある場合のみ記載)			
精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある 者及びその氏名			
1 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、 その法定代理人を含む。)		2 派遣元責任者	
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)	

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第2面)

9 再交付を申請する理由	
10 他の事業所における港湾労働者派遣事業の実施の状況	
① 事業所の名称	③ 事業所の所在地
② 許可番号	
備 考	

- 1 港湾労働法第15条第3項の規定により上記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 港湾労働法第18条第3項又は第19条第1項の規定により上記のとおり届けます。
- 3 港湾労働法第18条第4項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、港湾労働法第13条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者でないこと、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者
届出者

印

厚生労働大臣 殿

(日本産業規格A列4)

様式第10号 (第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないで下さい。
- 2 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「港湾労働者派遣事業変更届出書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消して下さい。
 - (2) 7欄及び9欄には記載しないで下さい。
- 3 港湾労働者派遣事業において、7欄の②、③、④、⑧又は⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消して下さい。また、7欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の4の全文を、7欄の⑨の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 8欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の④又は⑨に係る変更の届出をしようとする場合には、9欄には記載しないで下さい。
- 4 港湾労働者派遣事業において、7欄の①、⑤、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書」並びに第2面下方1、4及び5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 9欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないで下さい。
- 5 8欄には、役員（役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付して下さい。
- 6 10欄には、当該事業所の事業主が他に港湾労働者派遣事業を行っている事業所について記載して下さい。
- 7 港湾労働法施行規則第18条第3項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨並びに変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。
- 8 第2面下方の 申請者
届出者 欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名
押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

様式第11号（表面）

※ 変更許可年月 年 月 日

派遣事業対象業務変更許可申請書

1 許可番号 (ふりがな)	2 許可年月日 年 月 日		
3 氏名又は名称			
4 住 所	〒 () () -		
5 事業所の名称 (ふりがな)			
6 事業所の所在地	〒 () () -		
7 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類			
港湾名	港湾運送事業の種類	港湾名	港湾運送事業の種類
8 派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所	
9 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項（該当がある場合のみ記載）			
精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名			
1 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)		2 派遣元責任者	
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)	
10 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更前）		11 港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更後）	
港湾名	派遣事業対象業務の種類	港湾名	派遣事業対象業務の種類
12 派遣事業対象業務の種類の変更予定年月日		年 月 日	

港湾労働法第18条第1項の規定により上記のとおり派遣事業対象業務の種類の変更の許可を申請します。
申請者（法人にあつては役員を含む。以下同じ。）（申請者が未成年の場合は、その法定代理人）は、港湾労働法第13条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当せず、同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者

印

厚生労働大臣 殿

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（裏面）

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 表面下方の申請者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 3 「7 港湾ごとの自らが営んでいる港湾運送事業の種類」の欄には、自らが営んでいる港湾運送事業の種類を、「船内荷役作業」、「はしけ運送事業」、「沿岸荷役事業」、「いかだ運送事業」、「船舶貨物整備事業」、「倉庫荷役事業」及び「港湾荷役事業」の区分に従って、港湾ごとに記載して下さい。
船 内 荷 役 事 業：船内作業を行う事業
は し け 運 送 事 業：はしけ作業を行う事業
沿 岸 荷 役 事 業：沿岸作業を行う事業
い か だ 運 送 事 業：いかだ作業を行う事業
船 舶 貨 物 整 備 事 業：船舶貨物整備作業を行う事業
港 湾 荷 役 事 業：港湾荷役作業を行う事業
船 内 作 業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
は し け 作 業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為
沿 岸 作 業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
い か だ 作 業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為
船 舶 貨 物 整 備 作 業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
倉 庫 作 業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）
港 湾 荷 役 作 業：船内作業及び沿岸作業
- 4 9 欄には、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

- 5 「10港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更前）」の欄及び「11港湾ごとの派遣事業対象業務の種類（変更後）」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従って、港湾ごとに記載して下さい。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

（日本産業規格 A 列 4）